

経済・財政一体改革の推進

(参考資料)

2021年5月14日

竹森 俊平
新浪 剛史
柳川 範之

1. 経済・財政一体改革 : 歳出の目安

令和3年第5回経済財政諮問会議・内閣府提出資料より抜粋

○足下の経済は新型コロナウイルスの影響により大きな影響を受けているが、これまで目安に沿った取組を行ってきたことで、一定の歳出抑制効果をもたらしてきた。

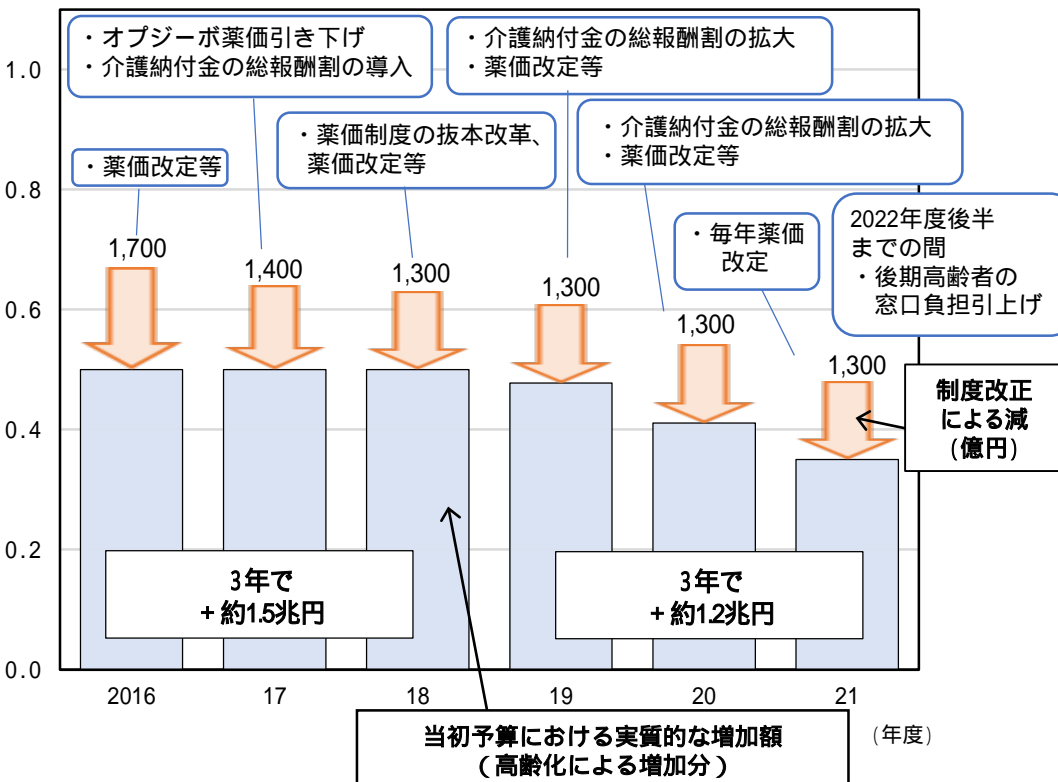
- ・ 社会保障は、薬価制度の抜本改革・毎年薬価改定といった国民の負担の軽減につながる改革や、75歳以上の高齢者の窓口負担割合の見直しによる現役世代の保険料負担軽減を実現。

- ・ 非社会保障も、ワズスペンディング、社会資本整備の効率化・民間資金活用等に取り組み、目安に沿って横ばいに抑制。
- ・ 他方、コロナや災害、一時的な経済停滞等には補正予算等で弾力的に対応。

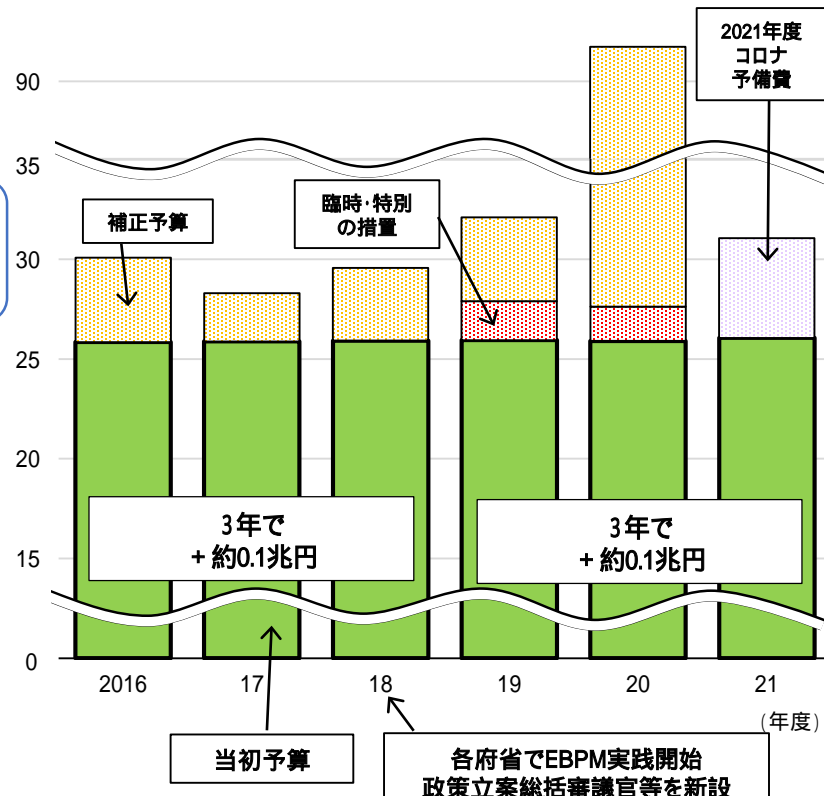
図表1 社会保障関係費の伸び

図表2 非社会保障関係費

(前年度差、兆円)



(兆円)



(備考) 各年度予算書により作成。社会保障の充実や公経済負担等の影響を除いたもの。
2021年度の増加分については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた足元の医療費動向を踏まえ医療費に係る国庫負担分を 2000億円程度減少させたベースとの比較。

(備考) 各年度予算書により作成。コロナ予備費は便宜上、非社会保障関係費と整理して記載。

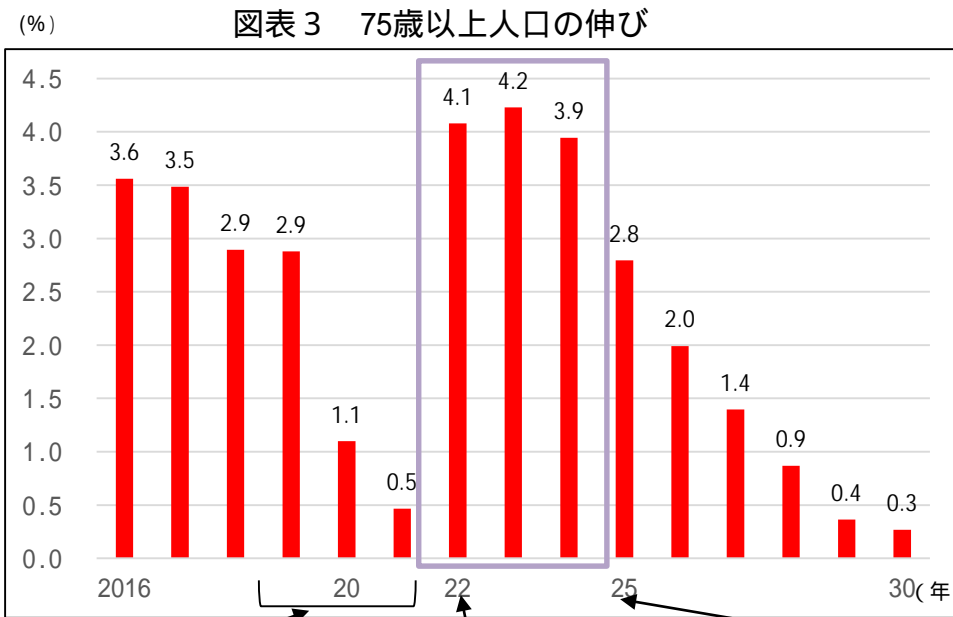
1. 経済・財政一体改革 : 人口動向

○団塊の世代が75歳に入ってくる2022年度を目前にし、出生数が大きく落ち込んでいる現状も踏まえ、社会保障改革を継続・拡大していく必要。

- ・ 団塊世代の後期高齢者入りは待ったなし。
- ・ 2025年には全ての団塊世代が75歳以上に。

- ・ 出生数は減少傾向。
- ・ 支え手が減少し、2025年には65歳以上1人を、64歳以下1.9人が支えることに。

図表3 75歳以上人口の伸び



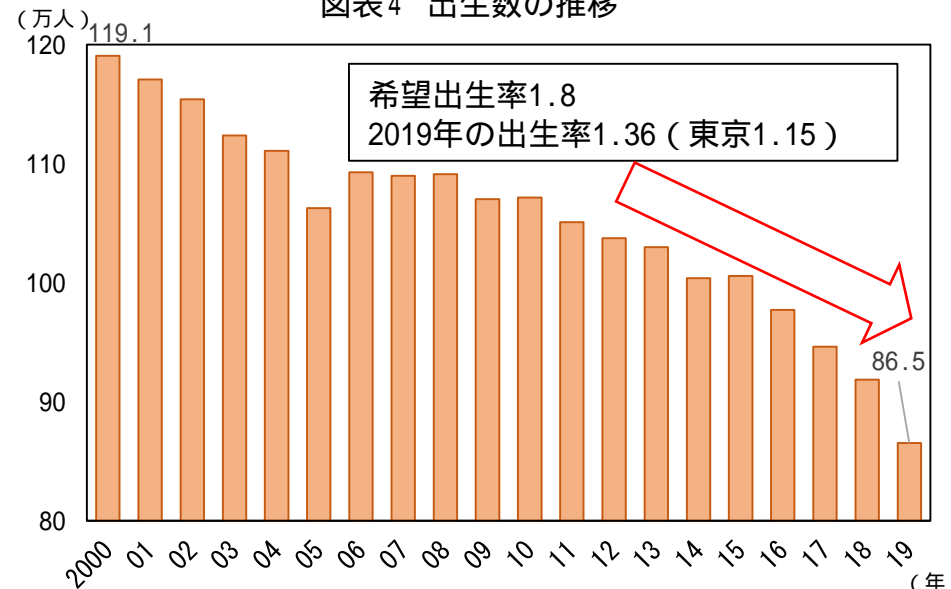
基盤強化期間
(2019年度～2021年度)

団塊世代が75歳入り
(2022年)

全ての団塊世代が75歳
以上に(2025年)
財政健全化目標年度

(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」により作成。

図表4 出生数の推移



希望出生率1.8
2019年の出生率1.36 (東京1.15)

(備考) 厚生労働省「令和元年(2019)人口動態統計(確定数)の概況」により作成。

(65歳以上人口1人当たりの現役世代の数)

年	2005年	2015年	2025年
数	3.3人	2.3人	1.9人

(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」により作成。

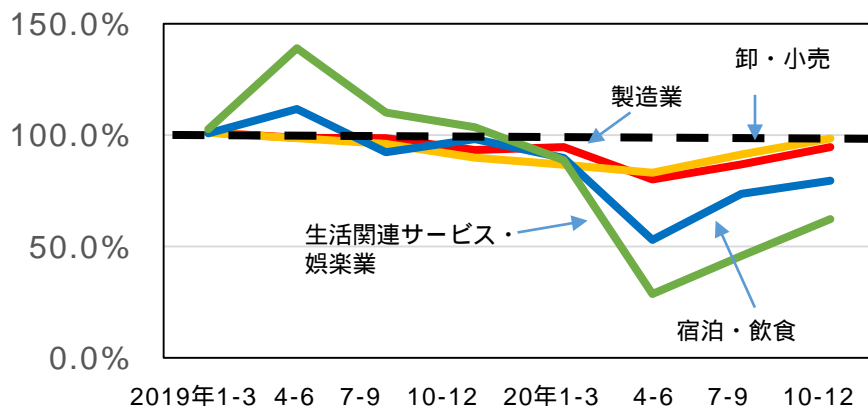
2. 日本経済の底上げに向けて：新型感染症の影響と最低賃金の産業別影響率

○新型感染症の影響により、宿泊・飲食等のサービス業と製造業等との売上の回復に格差。賃金もそうした状況を反映し、影響の大きなサービス業では厳しく、他産業と差が生じている。

○最低賃金引上げは、新型感染症の影響が大きい宿泊・飲食等のサービス業で働く人に広く影響。

図表5 産業別の売上高の推移(前年同期比2019年)

～コロナの影響の差により回復はK字型～



(出所) 法人企業統計から作成

図表6 2020年 産業別の現金給与総額

～給与面にもコロナの影響が大きく反映～ (前年同期比)

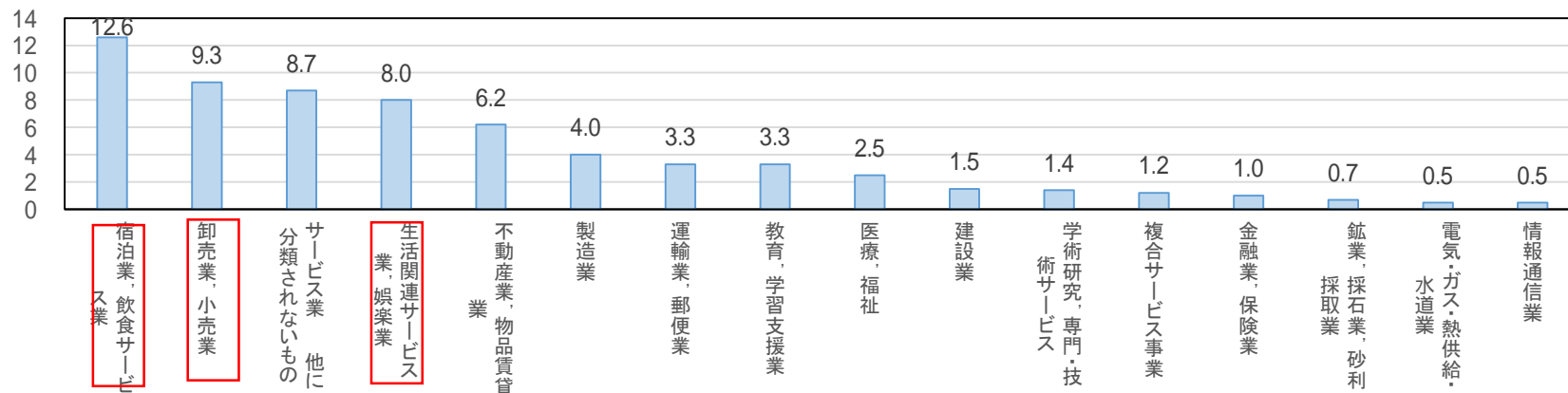
	一般	パートタイム	(参考) 新規求人数
飲食サービス業等	8.2	6.4	6.0
運輸業, 郵便業	6.2	0.5	6.7
生活関連サービス等	3.7	2.9	14.8
製造業	3.6	1.6	8.5
情報通信業	1.3	8.4	11.0
卸売業, 小売業	1.0	0.5	12.6
教育, 学習支援業	0.8	4.7	0.1
医療, 福祉	0.2	1.4	1.3
建設業	0.3	1.9	16.3
金融業, 保険業	1.4	3.5	1.2
不動産・物品賃貸業	1.5	2.5	4.6

(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「一般職業紹介状況」より作成。新規求人数は21年3月の数字。

図表7 産業別 最低賃金の影響率(2019年)

～最低賃金引上げはコロナの影響の大きな業種にも影響～

(%)



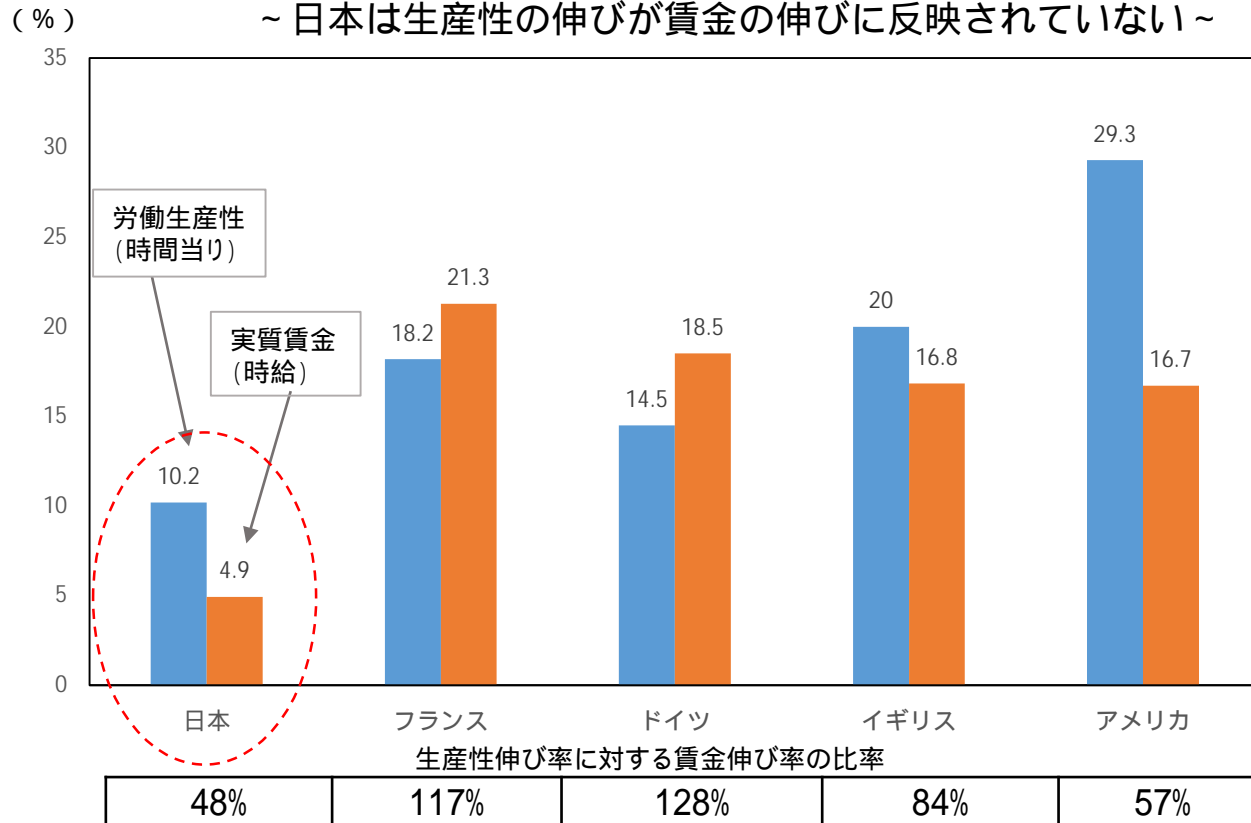
コロナの影響が特に大きい業種

(備考) 「令和元年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」より作成。影響率は、令和元年6月の1時間あたり所定内給与額が令和元年10月より適用された最低賃金額未満である常用雇用者の産業別の割合。

2. 日本経済の底上げに向けて : 賃金と労働生産性

○日本の労働生産性上昇率は10%程度の伸びで、主要国の中では低めだが、実質賃金の伸びは、労働生産性の伸びのさらに半分以下であり、生産性の伸びが賃金に十分反映されていない。

図表8 主要国の労働生産性と実質賃金の伸び（2000～2019年）
～日本は生産性の伸びが賃金の伸びに反映されていない～



(備考) OECD Statより作成。

時間当たりの生産性伸び率(A)...GDP(実質・自国通貨)/総就業時間

日本のみ2000年 2018年

民間平均時給(B)...民間平均時給(名目)/GDPデフレーター

公共部門は含まれない。

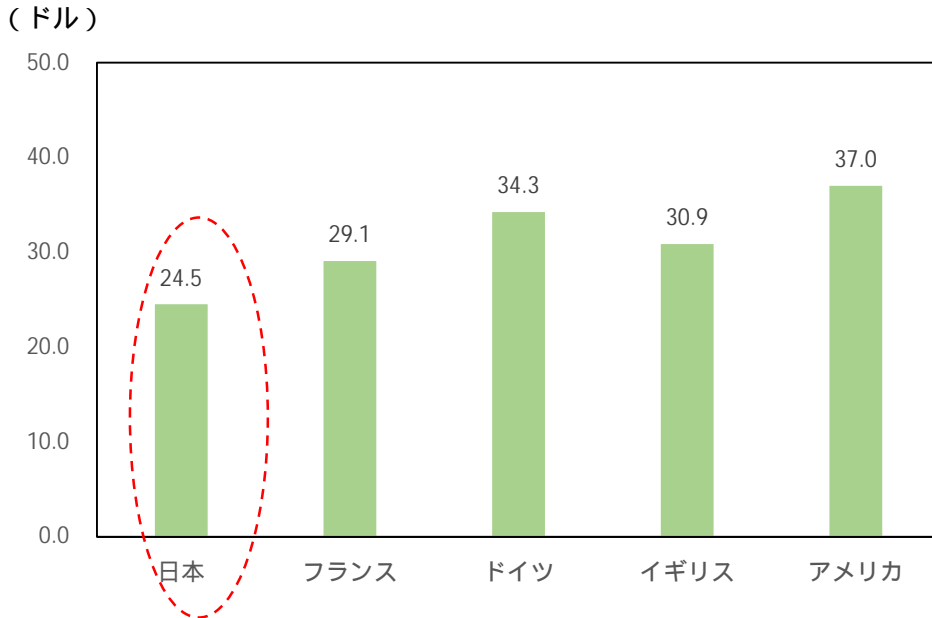
労働生産性の伸び率に対する民間平均時給の伸び率...B/A

2. 日本経済の底上げに向けて : 各国の賃金水準、春闘賃上げ率と最低賃金

○日本の一般労働者の賃金は主要国と比べて低い水準にとどまっており、賃金水準の底上げが必要。

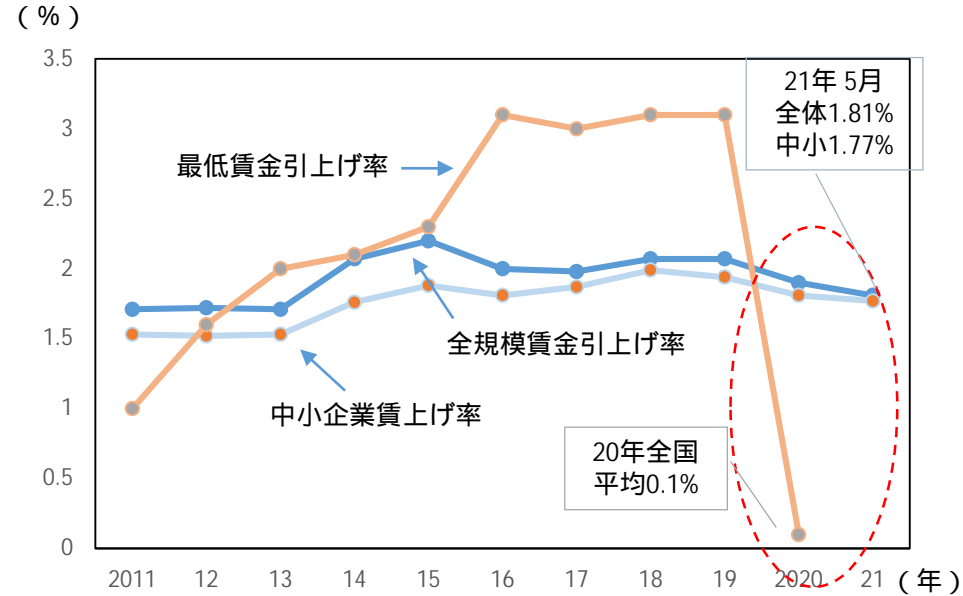
○春闘においては、新型コロナウイルスの影響の下でも、中小企業も含めて、昨年、今年と賃上げが継続し人材確保を図るなど前向きな動きが続く一方で、最低賃金は昨年横ばいとなり、一般労働者の賃金との差が生じている。

図表9 主要国の平均賃金の水準（2019年）
～日本の賃金水準は相対的に低め～



(備考) OECD Statより作成。国民経済計算の賃金・俸給をもとにOECDが計算したフルタイム雇用者相当分を時給に換算。2019年のレートでドル表示。

図表10 春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率
～春闘賃上げが継続するも、昨年の最低賃金は横ばい～



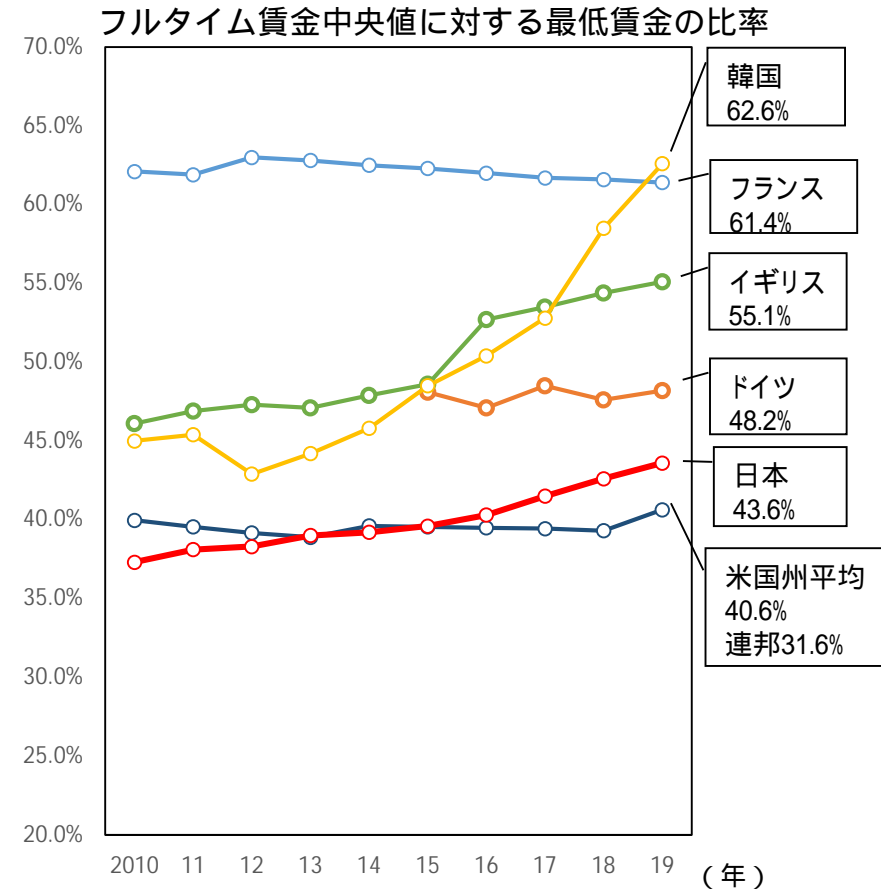
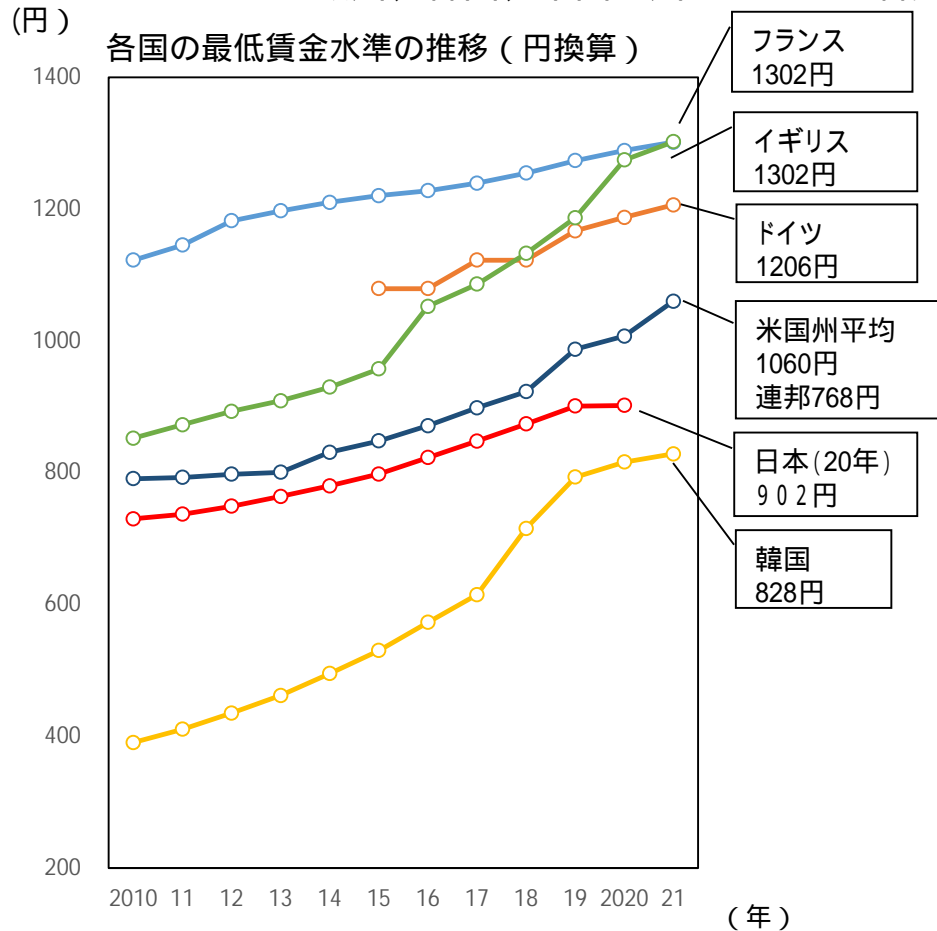
(備考) 春闘は連合集計。2021年は第5回集計の結果。

2. 日本経済の底上げに向けて : 最低賃金の推移の国際比較

- 主要国の最低賃金水準については、近年、欧州、韓国等のほか、米国でも州レベルでは着実に引き上げられており、昨年、今年ともに、新型コロナウイルスの影響下でも、各国で引き続き最低賃金が引き上げられている。
- 日本の賃金水準は国際的に低めであることに加え、最低賃金のフルタイム賃金の中央値に対する比率も国際的にみて低い。

図表11 主要国の最低賃金水準の推移

～欧州、韓国、米国の州レベルでは着実な最賃引上げが行われている～



(備考) OECD及び各国政府資料より作成。為替レートは2021年1-3月期平均で全期間固定。フルタイム賃金は所得の時給換算値。ドイツは、2015年に法定最低賃金を初めて導入。アメリカの州平均の最低賃金は、州人口で加重平均したもの。

(参考1) 海外の最低賃金の現状と今後の予定

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	(参考)日本
直近の引上げ	2020年4月～： 8.72ポンド (+6.2%) 2021年4月～：8.91 ポンド (+2.2%)	2020年1月～： 10.15ユーロ (+1.2%) 2021年1月～： 10.25ユーロ (+1.0%)	2020年1月～：9.35 ユーロ(+1.7%) 2021年1月～：9.50 ユーロ(+1.6%)	(連邦最低賃金) 2009年7月以降：7.25 ドルで据え置き (州別最低賃金) 26州が最賃引上げ 予定(下記参照)	2020年1月～： 8,590ウォン (+2.87%) 2021年1月～： 8,720ウォン (+1.5%)	全国加重平均 2020年度(10月～) 902円(+0.1%)
今後の見込み	経済状況が堅調 であれば24年まで に統計上の平均 給与額の中央値 の3分の2にまで 引上げ	物価スライド・賃金 スライド制に基づく 指標によって毎年 改定率を決定(政 府裁量の追加可)	段階的引上げを 予定 2021年7月9.601- \square (20年比+2.7%) 2022年1月9.821- \square (21 年末比+2.2%) 2022年7月10.451- \square (21年末比+8.9%)	連邦最賃を2025年 までに15ドルに引き 上げる法案が経済 対策の一環として下 院通過したが、上院 では削除。	文政権は発足時 に20年までに1万 ウォン(900円程 度)に引上げを表 明	

欧州各国の最低賃金引上げ率(2021年)

アメリカ各州の最低賃金の水準と引上げ率(2021年、予定も含む)

国名	上昇率(%)	国名	上昇率(%)
ラトビア	16.3	ハンガリー	4.0
スロベニア	8.9	ルーマニア	3.1
ポーランド	7.7	ルクセンブルグ	2.8
スロバキア	7.4	英国	2.2
ブルガリア	6.6	オランダ	1.9
リトアニア	5.8	ドイツ	1.6
ポルトガル	4.7	マルタ	1.0
クロアチア	4.6	フランス	1.0
チェコ	4.1	アイルランド	1.0
		上記加重平均*	2.5%

州名	金額(ドル)・上昇率(%)	州名	金額(ドル)・上昇率(%)
アラスカ	10.34 (1.5)	モンタナ	8.75 (1.2)
アリゾナ	12.15 (1.3)	ネバダ	9.75 (8.3)
アーカンサス	11.00(10.0)	ニュージャージー	12.00 (9.1)
カリフォルニア	14.00 (7.7)	ニューメキシコ	10.50(16.7)
コロラド	12.32 (2.7)	ニューヨーク	12.50 (5.9)
コネチカット	13.00 (8.3)	オハイオ	8.8 (1.1)
デラウェア	10.25 (10.8)	オレゴン	12.75 (6.3)
フロリダ	10.00 (16.8)	ロードアイランド	11.5 (9.5)
イリノイ	11.00 (10.0)	サウスダコタ	9.45 (1.6)
メイン	12.15 (1.3)	ベルモント	11.75 (7.2)
メリーランド	11.75 (6.8)	ヴァージニア	9.50 (31.0)
マサチューセッツ	13.5 (5.9)	ワシントン	13.69 (1.4)
ミネソタ	10.08 (0.8)		
ミズーリ	10.3 (9.0)		
		上記州平均	11.8ドル、上昇率8.5%
		(全米州平均)	10ドル、上昇率5%

* 本年引上げが実施・予定されている国のみ

(備考)Eurostat、各国政府資料、米国労働省資料等より作成。欧州各国及び米港州平均の伸び率は人口規模による加重平均。

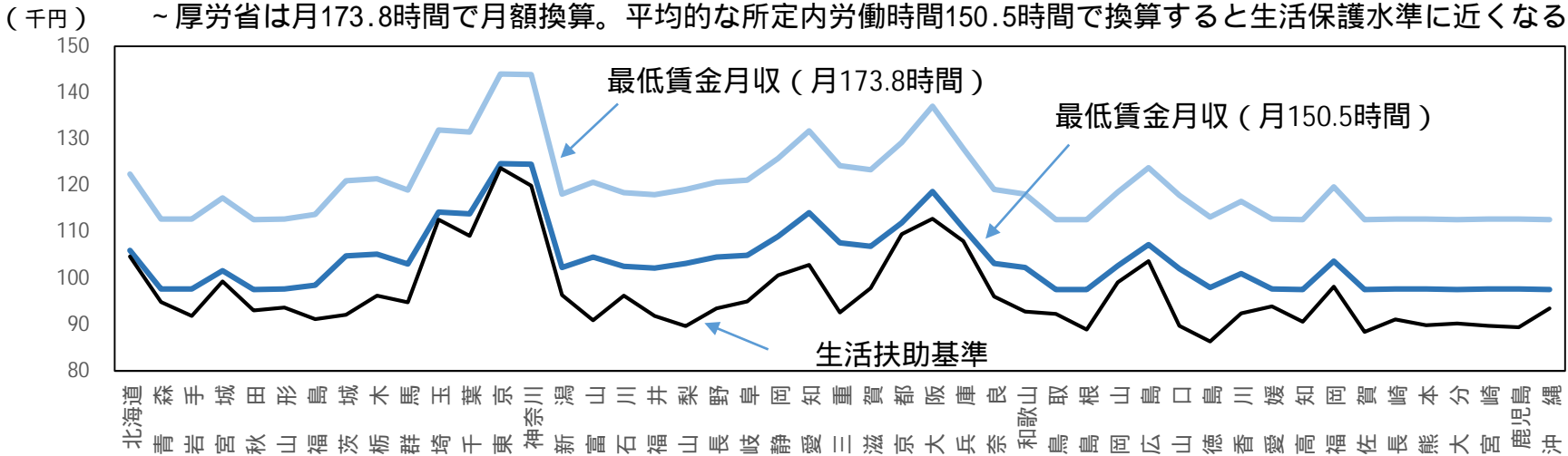
() 本年は引上げを予定していないが連邦最低賃金を上回る州は、ミシガン、ネブラスカ、ウェスト・ヴァージニア、コロンビア特区、ハワイがあり、その他は連邦と同じ7.25ドル。

2. 日本経済の底上げに向けて : 生活保護、貧困線との関係

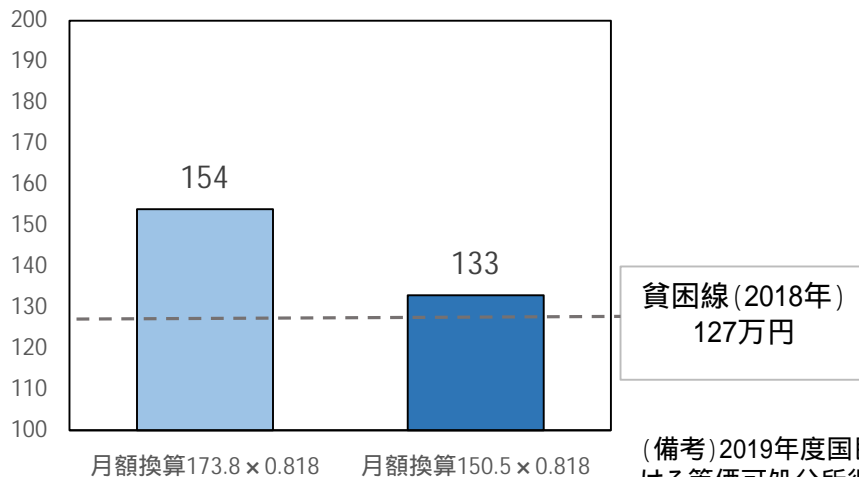
○最低賃金の月収換算は、週40時間×52.14週（365日÷7）÷12カ月=173.8時間を基本に計算されており、生活保護水準を超える水準に引き上げられてきた。ただし、仮に、最近の所定内労働時間の動きを反映した労働時間で換算すると、生活保護水準や貧困線に近い水準となる。

図表12 最低賃金で働いた場合の月収換算想定額

～厚労省は月173.8時間で月額換算。平均的な所定内労働時間150.5時間で換算すると生活保護水準に近くなる～



図表13 最低賃金で働いた場合の年収換算額
～平均的な労働時間で換算すると貧困線にほぼ近い～



(備考)最低賃金月収については、令和2年度の地域別最低賃金(時給)に基づき試算。中央最低賃金審議会の審議に用いられている労働時間(173.8時間)と、厚生労働省「令和元年毎月労働統計調査」の一般・所定内労働時間(150.5時間)を地域別最低賃額に乘じ、さらに収入に対する税・社会保険料負担を考慮して0.818を乘じて可処分所得に換算した月収を計算(可処分所得の係数は令和2年度中央最低賃金審議会と同じ。最賃近傍で173.8時間働いた月収13.2万円を基に、所得税・住民税・社会保険料負担を計算すると月額2.4万円程度となる)

生活扶助については、18-19歳の生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)人口加重平均+住宅扶助実績値の2018年度の数字。

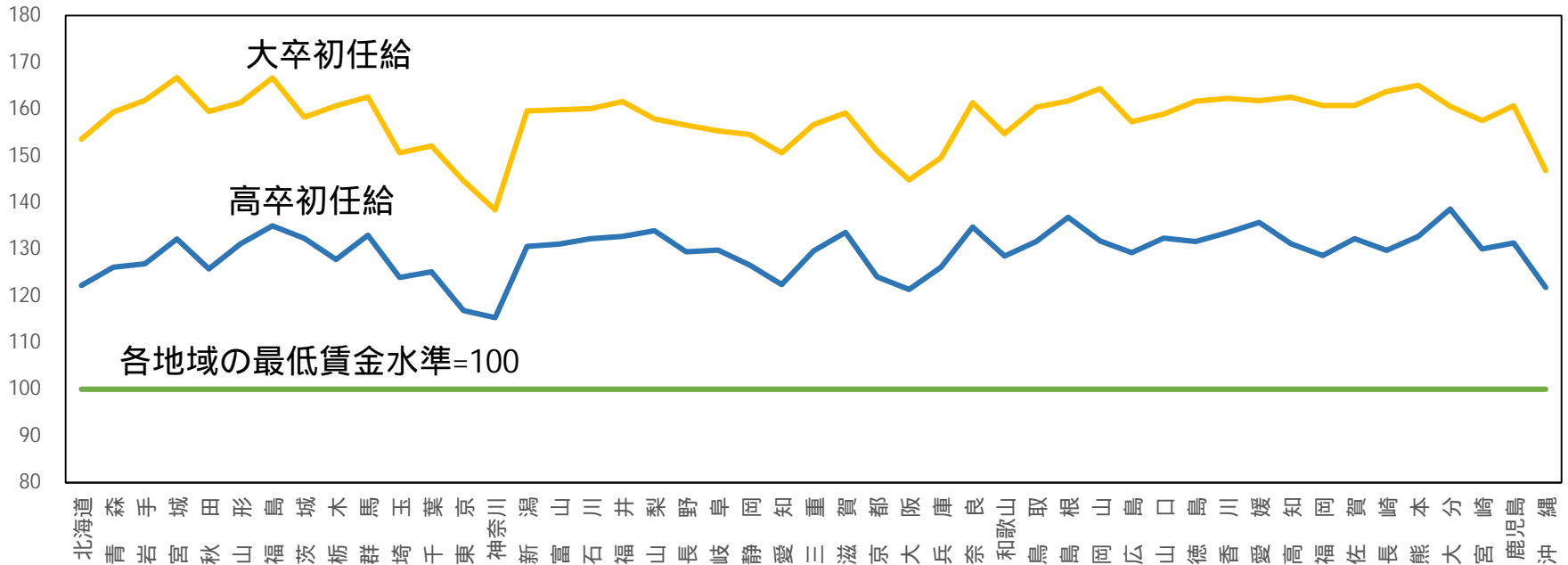
(備考)2019年度国民生活基礎調査より作成。貧困線は、2018年における等価可処分所得の中央値の半分。

(参考2) 地域別の最低賃金と高卒・大卒初任給の水準格差

○各地域の最低賃金を100として、地域別の高卒初任給と大卒初任給の水準を相対的に表すと、東京や大阪など大都市圏においては、最低賃金との差が比較的小さく、地方部では両者の差が大きい傾向。地方の最低賃金水準は、初任給のように労働市場で決まる賃金水準よりもかなり低めである可能性。

参考図表2 - 1 各地域の最低賃金を100とした場合の高卒初任給、大卒初任給の水準
～東京や大阪など大都市圏では最低賃金と初任給の差が小さい～

(各地域の最低賃金=100)

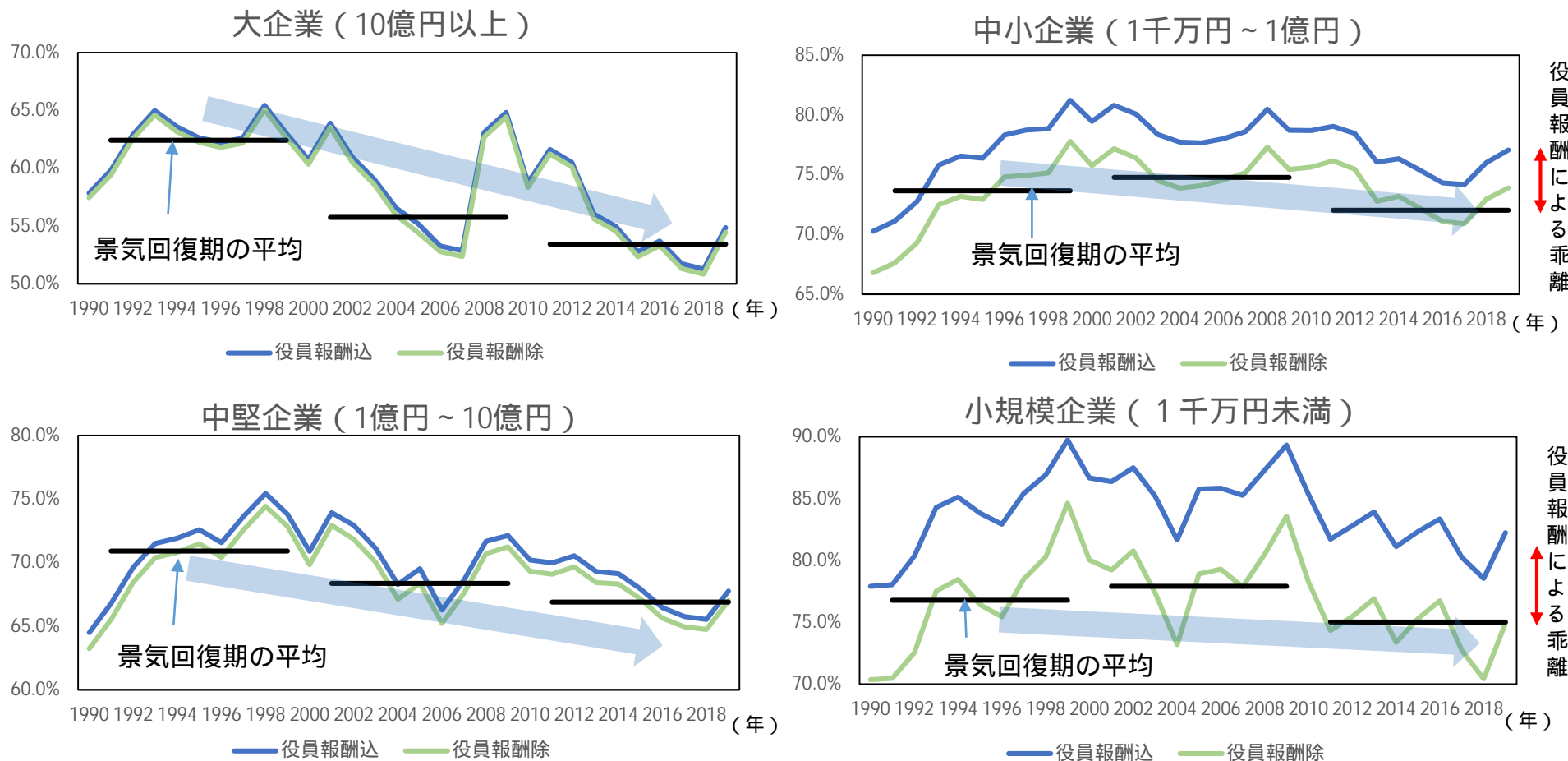


(備考)厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査(初任給)の概況」より作成。高卒初任給及び大卒初任給は、月額を平均所定内労働時間150.5時間で除して求めたもの。実額については、東京で、大卒初任給(時給換算)は1465円、高卒初任給(時給換算)は1183円、最低賃金は1013円となっている。

(参考3) 企業規模別の労働分配率の推移

- 労働分配率は、景気循環を考慮して10年程度均すと企業規模によらず低下傾向にあり、賃金への分配が弱い。
- 中小・小規模企業の労働分配率は相対的に高どまりしているが、近年は人材確保のために賃上げに前向きな姿勢がみられる。

参考図表3 - 1 企業規模別の労働分配率の推移



(備考) 財務省「法人企業統計」より作成。対象業種は全業種(但し、金融・保険業を除く)

労働分配率は、 $\text{人件費} / (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課})$ 。人件費については、 $\text{人件費} = \text{役員給与} \cdot \text{賞与} + \text{従業員給与} \cdot \text{賞与} + \text{福利厚生費}$ と、 $\text{人件費} = \text{従業員給与} \cdot \text{賞与} + \text{福利厚生費}$ の2通りを計算。

景気回復期の平均値は、90年代、2000年代、2010年代の各期で最も長い景気回復期間の労働分配率の平均値。